

平成23年度 第2回 吹田市障がい者施策推進委員会 議事要旨

開催日時：平成23年9月15日（木） 14:00～16:00

開催場所：メイシアター 集会室

出席者：障がい者施策推進委員会委員

井岡委員、矢野委員、坂田委員、由佐委員、渡邊委員、青木委員、馬垣委員、
鴨井委員、播本委員、牧野委員、山口委員、木村委員、松本委員、西山委員、

市出席者

守谷理事、田淵室長、橋本所長、清水所長、藤岡参事、岡本参事

事務局

宮田総括参事、大市参事、吉澤主幹、米崎主査

傍聴人

なし

会議次第：1 委嘱

2 案件

(1) 第3期吹田市障がい福祉計画の策定について

(2) 策定スケジュールについて

(3) その他

配付資料：資料1 吹田市障がい者施策推進委員会設置要領

資料2 吹田市障がい者施策推進委員会名簿

資料3 第3期吹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート調査票

資料4 第3期吹田市障がい福祉計画要旨

資料5 第3期吹田市障がい福祉計画策定業務行程表

議事要旨：

1 開会

2 委嘱

3 守谷理事によるあいさつ

4 委員紹介ならびに事務局紹介、資料確認

5 委員長ならびに職務代理者の選出

事務局 吹田市障がい者施策推進委員会は9月から新しい任期となっており、本日は最初の委員会でございます。吹田市障がい者施策推進委員会設置要領第4条第1項の規定により、「委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。」第4条第3項に「委員長に事故があるとき、または委員長が欠けた時は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。」とございます。どうか委員長に立候補またはご推薦はありますでしょうか。

B委員 委員長にA委員を推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員 <<拍手をもって承認>>

事務局 続きまして、職務代理者のご指名をお願いします。

委員長 職務代理者には、B委員を指名させていただきたいと思います。

全委員　　《拍手をもって承認》

6 案件1：第3期吹田市障がい福祉計画の策定について

委員長　それでは会議次第にしたがって進めたいと思います。今日の案件は第3期吹田市障がい福祉計画策定とそのスケジュールの2件が主な内容です。まず、事務局より第3期吹田市障がい福祉計画策定の要旨をご説明お願いいたします。

事務局　《資料3・4について説明》

委員長　只今、市から福祉施策についてのご報告がございましたが、これについて何かご質問、ご意見のあるかたはいらっしゃいますか。

C委員　これから先のスケジュールで、法制度の改正や総合福祉法も2013年8月からの施行ということで検討されています。制度的に様変わりしていく時期ではありますが中身が、はっきりしない中、計画を策定していかななくてはいけないということであり、前回の障がい者計画の時もそうでしたが、4月の自立支援法の一部改正がかなり大きな変更点を含みます。

相談支援機能の問題などは大きな変更がありますが、中身を見ると介護保険に近づくような部分が色濃いのでどう対応するのか心配です。こちらは利用者が指定を受けていく部分だけではなく、相談支援センターのあり方、公的責任の役割も含めて市町村が行うのか委託するのかという形になっていますが、吹田市はどうするのかということに力をいれないといけません。特にここは相談支援者のネットワークの中心にならなければなりませんし、目標も必要だと思います。障がい児の関係が4月から大きく変わって、児童福祉法の方の管轄に大半が戻るということですが、自立支援法の条件にまたがっています。ややこしいのは障がい児も放課後支援になるのか、放課後のデイサービスは4月から児童福祉法で始まって、自立支援法では日中一時支援事業が残るのです。両方をどのように使いながら障がい児のニーズに対応するのが大事です。児童福祉法との連携もそうですし、障がい児施策全体として、かなり大きな課題であると考えます。そういうことも議論しながら、計画の内容や必要量の見込みでどうニーズが増えるかどうか、新しい事業へのニーズなどについて整備することが、1番重要になってくると思います。スケジュールにも関係しますが、内容が明らかになっていくものから順次対応していかないとはいけません。重要な制度の変わり目でもありますので、国の指針を示す資料などを使って議論していけたらと思います。

事務局　来年の4月の障がい者自立支援法の改正にともない、いろいろな制度が大きく変わっています。4月といいますとあと半年しかございません。その中で、具体的な内容はなかなか出てきません。市といたしましては、3年間の予算推移を見ながら予算づくりをしている段階でございます。この前の自立支援協議会の部会の中で、各相談機関の皆様にも情報を提供させていただきながら、基幹相談支援センターを委託も含めて考えているとお話しさせていただきました。予算の中でいろいろな制度が明らかになってくるのに従って、市として1番弱いと感じている就労支援にも力を入れて、相談支援の強化をどうしていくか模索しながら進めているところです。具体的な内容が示され次第、施策推進委員会や計画策定ワーキング、自立支援協議会の中でご相談しながら遅れの出ないように進めてまいりたいと思います。児童福祉法関係につきましては、児童部で担当していただくことになりましたが、こちらが手をはなすわけではございません。連携を取りながら、先程の放課後デイサービスは、児童部に移管しますが、日中一時支援につきまして

は障がい福祉に残りますので、そういった細かいことに関しましては、資料が示され次第、皆様にお渡しして、ご協議させていただきたいと思います。

D委員 地域移行には賛成なのですが、特に知的障がいを考えますと、とにかく親と一緒にあってずっと暮らしていることは良しとなってしまいがちです。それで快適に暮らしている人は良いですが、快適に暮らせない人が多々見受けられます。地域移行ばかりを重視されると、地域に戻ってきて家族が介護を引き受けてしまうケースもあるので、対策を考えてほしいと思います。

E委員 参加の委員の皆様がどのように認識しているかわかりませんが、財政危機ということで、吹田の財政を見直すということでマネジメントチームが立ち上げられ、1300の事業のうち100事業が見直しということになっております。トップダウン方式のためか私達の声はなかなか届きませんが、その中に11の直接的な障がい者関係事業が含まれています。特に日中活動における重度加算など、重要な事業が入っていて、このことがここで明らかにならない中、計画をつくるのは本当にどうなるのかと心配をしています。また、先程もありましたが国の主要な法律も今後3年間の中で変わるという中、吹田市が独自の様々な事業を見直す方向性が伝わってこない中で、今の状況にあった計画が策定できるのか不安です。

委員長 非常に重要な話であり、希望としては委員会としてどういう数値が出てくるか。これ以上踏み込んでやるのであるならば、こういう方向でやってほしいという必要があるのではないのでしょうか。事業をどのような形で見直しをされるのかわかりませんが、きちんと仕分ける際に、切る場合にはそれ相当の納得ができる理由がないと、我々としては承諾しかねるということです。これも委員会の外的要因ですが、数値目標をつくる時にこういった形で影響を及ぼすのか、率直にこの委員会で披露していただかないと話しができません。「財政逼迫だから、切りました。」というのは財政当局の話ですから、委員会は財政当局に従うわけではありません。福祉としてあげてみてどうなるのかわかりませんが、委員会としては詰めた数値を計算してやってきているわけですから、それを委員会としては掲げていきたいと思います。

事務局 100事業のうち18の区分で事業をまとめておまして、たとえば学校の安全指導員の廃止、保育園や幼稚園をまとめてひとつの区分、障がいも高齢もバスを使う場合はバスでひとつの区分というようになります。

全体の流れでいいますと、とりあえず第1段の見直し会議を18区分で18時間（1区分1時間）、10月3日までMTのメンバーが集まって公開で評価をしています。そのあとは議会が始まるのでわかりませんが、最終的には市の施策会議と言う決定機関がございますので、10月末か11月になると思いますが、MTの事業見直し会の評価が出ます。ただ、最終的には11月位の施策会議で決定することになっています。そのつど1、2日遅れでホームページにアップしますので、議事録などの中身はすべて見えるようになっています。当面、見直し会議のやり方は1区分1時間で、たとえば障がいの重度加算など1事業に1時間、そのうち5～10分が担当部所管の説明と考え方、それに対する推進部の考え方、残りで議論されます。そのあと皆さんがそれぞれ評価をされて、廃止、継続、縮小も3つで判断、結論が出されるということです。

F委員 100事業の見直しというのはわかりますが、新規事業についてはまったく考えていないと聞いたのですが、今後どうなるのでしょうか。

事務局 新たな事業については、国・府の予算確保のあるもの以外はだめということで市長の方針が出ております。ただ、制度改革であるとか、本当に必要なものである場合は、市長まで予算要求をあげていきますので、完全に諦めているわけではございません。

委員長 今説明があったところについて、国・府の財政的裏づけのないものについてはだめだという結論が出たように思いますが、これ以上申しますと市の基本方針の批判になるため控えますが、少し違うように感じます。地方自治や有効財源を考えればそういう意見は出ないはずで、何のために有効財源があるのか、ということです。

事務局 9月からの議会に先立ちまして7月からの議会においては、補正予算に関してははっきりとそういう方針を打ち出しておられました。9月議会ではそこまではっきりした方針は出ておりませんが、補正予算については同じ考え方だと思います。ただ、来年度予算につきましては、委員長がおっしゃる通り有効財源のこともございますし、裏づけがなければ何もできないとなると自治体の特性がなくなってしまう。自治体ごとの条件もございますのでそこまで厳しいことにはならないと思いますが、非常に厳しい削減ではあると思います。

委員長 そのあたりを理解していただいて、全部伸ばして使い放題とは言いませんが、有効財源があって市独自の施策をするようにというのが基本的な考え方ですから、そこをどう解釈するのかということです。国の方針としては横並びでよいということではないので、そこをきちんと説明して理解していただくようにしないと、何のための地方自治なのかということになります。これでは地方財政や地方自治もいらないということになります。他に何かありますか。無いようですので、続いて案件2についてお願いいたします。

7 案件2：策定スケジュールについて

事務局 <<資料5について説明>>

委員長 ありがとうございます。スケジュールについて何かございますか。

C委員 3月末までに計画を策定しなくてはいけないということで、このようなスケジュールになっていると思うのですが、国の課長会議も次回は10月の末ということで予定されていますが、それ以降で案や基準が出てくるといわれています。先程の事業見直しの関係で市の施策会議は11月ということですし、そのあたりの状況を含めて考えた時に、たとえば11月中旬に一定の原案や骨組みができるのか心配です。3月に向けて少し後ろにずらす時間的な余裕はあるのでしょうか。

委員長 この委員会以外の福祉審議会などについては、日程を動かさないのでしょうか。

事務局 福祉審議会につきましては、現在、第5期介護保険事業計画を審議していただいており、人数も大変多い審議会ですのでかなり先までつまっています。また、今年度は市長選挙の関係で全ての議会日程が圧縮されており、なかなか会議を開ける場所や時間がとれないというのが現状です。どうしてもパブリックコメントに丸1か月使う必要がありますので、この状況を考えますと、原案の中身については委員の皆様にお許しいただいて、今後修正していく部分が何か所か残るかと考えております。完全な形の原案はおそらく年内一杯でないと、国からの通知も含めてははっきりしたものは出てこないと思われます。市としましても予算編成なども基本的には年内に確定に近い形になっておりますので、国から新しい自立支援法の変更について、いきなり予算を伴うような大きなことを言われると、間に合わないこともありえます。極力年内を目途に考えております。2月初旬に最終の第4回となっておりますが、3月に入りますと最終の予算編成の議会が始まってしまいますので、会議を開く状況ではなくなってしまうのが現実の状況です。

委員長 非常に日程的に厳しいとの説明をいただきました。11月25日と2月14日の福祉審議会に

日程を合わせて計画を策定していかないといけないとのことでした。

その他に懸念される点はどのあたりでしょうか。

C委員 具体的な中身が11月や12月でははっきりしていないのではないかと思います。パブリックコメントに出したものが、最終的にまた変更になるのはどうなのかと思います。仕方がない部分ではありますが、我々の議論の問題ではなくて、とりまく状況との関係ということです。

委員長 可能性として第4回の委員会で内容が変わってしまうこともあるのかなと思います。市の責任ではないにしろ、そうせざるを得ないとしてご了承いただくしかありません。

G委員 この推進委員会と策定ワーキングにおいて、専門的に深く議論されていると思うのですが、その内容や結果が伝わってきませんし、今日の会議でも資料を見てもよくわかりません。今後の国や市の関連する情報すらもまだこれから変わる要素が高いということでは、この会議は一体何をやっているのですかという気がします。最低限、この会議に出される議案については、ワーキングや全体でされている議論の中身をもう少し出してもらえないでしょうか。そうしないとこの資料だけでは判断もできませんし、無責任な会議の終わり方になってしまうと思います。

事務局 今回の会議につきましては、策定ワーキングで議論が終わりましたのが、今回お示したアンケートのみであり、概要について触れたばかりです。中身についてはこれから議論になります。当然、計画の中身がある程度固まり次第、次回お集まりいただく時にはかなり深い議論をしていただくことになってくると思いますので、なるべく早めに資料をお示しさせていただこうと考えております。本日につきましては日程的に確かに策定ワーキングの内容も遅れており、ご指摘のようにあまり中身のないものしかお示できていないのが現状でございます。

委員長 数値などについては次回以降に報告していただくことになると思います。

事務局 次回お集まりいただくときには、様々なデータを持ちまして、資料をお示しさせていただきたいと思います。

委員長 次回の日程については、それまでに策定ワーキングを2回ほど持ちまして、そこでいろいろな議論がありますので、それを踏まえた上で11月15日～18日の間で次回の推進委員会を開きたいと思います。その開催について同時に意見聴取会を開くということで、障がい者団体の方に来ていただいて直に我々がお話を聞く場を設けたく、この委員会も両方一緒にやってしまうということで、かなり時間がかかりますので、13時30分から始めたいということですが、よろしいでしょうか。それでは11月17日木曜日の13時30分から委員会をスタートし、委員会は15時30分からでよろしくお願いたします。それでは実質的な議論は次回ということで、次回は長くなりますのでよろしくお願いたします。他に何かございますか。

C委員 前回の委員会でもお話をさせていただいたのですが、10月施行のグループホームの家賃補助についてどうなったか、ご説明いただけますでしょうか。

事務局 各団体にはいろいろな機会を通じまして事前にご説明させていただきました。9月22日各事業所で説明会を開くということで検討させていただいております。内容といたしまして、様々な会議の場で、今まで吹田市がやっておりましたのは各事業所に対する補助でしたが、今度国の施策として降りてまいりますグループホーム、ケアホーム1万円上限の助成金というのは個人への助成であって、別なものだというご意見をいただいております。市としても財政当局と話をさせていただきましたが、市として財政非常事態宣言をしている中で、最低限の削減はしてもらいたいということで、方向といたしましては、例えば4人の方が10万円の家に入っていた

ている場合、まず国から出る4万円を10万円から引いていただき、残りでした6万円の半額を今まで通り助成させていただくということです。今までは10万円の半額の5万円の助成だけだったのですが、国から4万円、市から3万円合わせて7万円の助成をさせていただきますというご説明をさせていただいております。本意ではないと思いますが、ご理解いただきたいと思います。

委員長 ありがとうございます。それでは本日はこれで会議を終了させていただきます。長時間お疲れさまでした。

8 閉会